

2021年10月1日

各位

株式会社 みちのく銀行

「ローン各種取引規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」改訂のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

今般、「ローン各種取引規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」を一部改訂しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改訂対象規定

- ・ <みちのく>無担保ローン取引規定
- ・ <みちのく>M's STYLE 住宅ローン取引規定
- ・ <みちのく>Web 無担保ローン取引規定
- ・ <みちのく>Web フリーローン取引規定
- ・ <みちのく>カードローン「トモカ」取引規定
- ・ <みちのく>Web カードローン「トモカ」取引規定
- ・ <みちのく>個人情報の取扱いに関する同意書【個人ローン汎用】

2. 改訂内容

当行では、株式会社シー・アイ・シー（CIC）へ加盟し、そのサービスの利用（照会）および登録を2022年1月4日より開始致します。

加盟に伴いまして、2021年11月1日より、株式会社シー・アイ・シーのサービス利用（照会）および登録に関する条項を含む「個人情報の取扱いに関する同意条項」を改訂します。

これは2022年1月4日以降に実際のお借入が行われることも想定しているものですが、お客さまが2021年12月30日までにお借入される場合には、株式会社シー・アイ・シーのサービスは実際には行われません。従いまして、2021年12月30日までにお借入がなされる場合には、株式会社シー・アイ・シー（CIC）に係る文言は実際には適用になりませんので、その旨ご了解いただきますようお願い申し上げます。

■株式会社シー・アイ・シー（CIC）の利用・登録

利用（照会）開始日	登録開始日
2022年 1月 4日申込受付分より	2022年 1月 4日お借入分より ※初回は2022年1月末を基準として登録

※具体例は別紙、新旧対比表をご参照ください。

3. 改定日

2021年11月1日（月）

以上

個人情報の取扱いに関する同意条項

【株式会社みちのく銀行に対する同意条項】

新	旧
<p>Ⅲ. 個人信用情報機関の利用等</p> <p>【※本章「Ⅲ」について、物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合は除く）の場合には、適用されません。】</p> <p><u>【※本章「Ⅲ」のうち、下記 1.2.3 の株式会社シー・アイ・シー（CIC）に関する条項は 2022 年 1 月 4 日以降に申込みされた申込者に対してのみ適用されます。】</u></p> <p>1. 申込者等は、銀行が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。<u>また、個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー（CIC）においては、転居先調査には利用しない。</u>以下同じ）のために利用することに同意します。</p>	<p>Ⅲ. 個人信用情報機関の利用等</p> <p>【※本章「Ⅲ」について、物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合は除く）の場合には、適用されません。】</p> <p>1. 申込者等は、銀行が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。</p>
<p>2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者等は、その利用した日および本申込の内容等が同機関にそれぞれ次の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>	<p>2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者等は、その利用した日および本申込の内容等が同機関にそれぞれ次の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>

新	旧
<p>(1) 全国銀行個人信用情報センター (KSC) : 利用日から1年を超えない期間</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 (JICC) : 照会日から6ヵ月以内</p> <p><u>(3) 株式会社シー・アイ・シー (CIC) : 照会日から6ヵ月間</u></p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。</p> <p>銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p><u>(1) 全国銀行個人信用情報センター (KSC)</u> <u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1</u> TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関</p> <p><u>(2) 株式会社日本信用情報機構 (JICC)</u> <u>〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14</u> <u>住友不動産上野ビル 5号館</u> TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関</p> <p><u>(3) 株式会社シー・アイ・シー (CIC)</u> <u>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7</u> <u>新宿ファーストウエスト 15階</u> TEL 0120-810-414</p>	<p>(1) 全国銀行個人信用情報センター (KSC) : 利用日から1年を超えない期間</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 (JICC) : 照会日から6ヵ月以内</p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>①全国銀行個人信用情報センター (KSC) TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関</p> <p>②株式会社日本信用情報機構 (JICC) TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>①株式会社シー・アイ・シー (CIC) TEL 0120-810-414</p>

新	旧
<p>https://www.cic.co.jp/ 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p> <p>※全国銀行個人情報センター (KSC)、株式会社日本信用情報機構 (JICC)、株式会社シー・アイ・シー (CIC) は相互に提携しています。</p>	<p>https://www.cic.co.jp/ 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p> <p>※全国銀行個人情報センター (KSC)、株式会社日本信用情報機構 (JICC)、株式会社シー・アイ・シー (CIC) は相互に提携しています。</p>
<p>IV. 個人情報機関への登録等</p> <p>【※本章「IV」について、物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合は除く）の場合には、適用されません。】</p> <p>1. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報機関の加盟会員（銀行を含む）によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p> <p><u>株式会社シー・アイ・シー (CIC) への登録等は、2022 年 1 月 4 日以降に実行される取引にのみ適用されます。</u></p>	<p>IV. 個人情報機関への登録等</p> <p>【※本章「IV」について、物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合は除く）の場合には、適用されません。】</p> <p>1. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報機関の加盟会員（銀行を含む）によって自己の与信取引上の判断 （返済能力または転居先の調査をいう。ただし、貸金業法、割賦販売法、銀行法施行規則第13条の6の6等その他会員が遵守すべき法令等の定めに従い、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ）のために利用されることに同意します。</p>

新			旧		
個人信用情報機関名	登録情報	登録期間	個人信用情報機関名	登録情報	登録期間
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	①氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	①氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
	②契約金額、契約日、完済予定年月日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間		②契約金額、契約日、完済予定年月日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
	③銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約 またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間		③銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約 またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
	④不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間		④不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
	⑤官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間		⑤官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
	⑥登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		⑥登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
	⑦本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人からの申告のあった日から5年を超えない期間		⑦本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人からの申告のあった日から5年を超えない期間
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間	株式会社日本信用情報機構 (JICC)	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
	②契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内		②契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
	③取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内		③取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内
	債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内		債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内
	④本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヵ月以内		④本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヵ月以内
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	①本契約に係る申込をした事実	銀行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間			
	②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内			
	③債務の支払を遅延した事実	契約期間中および契約終了後5年間			

金銭消費貸借契約約款

第19条（個人信用情報センターへの登録）

新	旧
<p>2. 借主および保証人は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。</p> <p>(1) 債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、<u>本契約終了の</u>日から5年を越えない期間。</p> <p>(2) 債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により銀行が回収したときは、<u>本契約終了の</u>日から5年を越えない期間。</p>	<p>2. 借主および保証人は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。</p> <p>(1) 債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、<u>遅延した</u>日から5年を越えない期間。</p> <p>(2) 債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により銀行が回収したときは、<u>その事実発生日</u>から5年を越えない期間。</p>

以上